

令和5年度 道市連携海外展開推進事業
(多様なグローバルリスクに対応した道産品輸出拡大事業)
EU市場販路開拓可能性調査委託業務
企画提案指示書

1 目的

道産食品の販路開拓・拡大に向けて、道内企業の進出が途上であるEU市場を対象に、市場参入の可能性調査を目的とした、現地における商品提案会の開催、現地小売店等でのテストマーケティング調査及びセミナーを行う。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和6年3月8日(金)まで

4 対象国・地域

EU

5 委託業務の内容

道産食品(道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。)のEU販路開拓に向け、次の業務を実施すること。

(1) EUでの商品提案会及びテスト販売

ア 実施内容

① 商品提案会

以下の(ア)～(ウ)および「イ選定商品」「ウ販売商品の輸出入手続き及び輸送」を加味し、提案書に実施時期、会場、招集先候補、選定商品の候補となる企業・販売商品について記載すること。また、その理由も合わせて記載すること。

(ア) 招集先は、EUの現地バイヤーや商社、飲食店関係者等、道産食品を取り扱う可能性のある事業者(以下、「バイヤー等」という。)4社以上とすること。

(イ) 提案に当たっては、現地で会場を設け、バイヤー等に対し、商品サンプルを展示するなどし、受託者が商品説明・提案をすること。具体的な商談をバイヤー等が希望する場合は、オンラインを活用した商談の実施を検討するなど、委託者と調整の上、道内企業を支援すること。

(ウ) バイヤー等から、以下のa～bの情報を収集・分析し、「(2)EU市場セミナー」に参加する道内企業へ実施結果等を提供できる仕組みとすること。

a 道産食品のイメージ、現地ニーズの有無、希望する商品等

b その他、EU市場参入にあたり必要な情報や障壁

② テスト販売

以下の(ア)～(ウ)および「イ選定商品」「ウ販売商品の輸出入手続き及び輸送」を加味し、提案書にテスト販売を実施する場所および実施回数、期間、選定商品の候補となる企業・販売商品について記載すること。また、その理由も合わせて記載すること。

※選定商品の候補となる企業・販売商品は①商品提案会で扱うものと重複可

(ア) 場所は、EUにある現地小売店並びに飲食店(テイクアウト店、デリバリー店なども含む)等の1箇所以上とし、実施期間は、各5日以上とすること。

(イ) 販売時期は、現地の商戦期等を念頭に最も適当な時期とすること。

(ウ) 販売では、販売員を配置し、以下のa～bの情報を収集・分析し、「(2)EU市場セミナー」に参加する道内企業へ実施結果等を提供できる仕組みとすること。

a 販売期間中の来店客層や反応、商品の購入傾向

b その他、EU市場参入にあたり必要な情報や障壁

イ 選定商品

- ・計 10 社以上の道内企業から合わせて 20 品目以上の道産食品を取り揃えること。なお、販売商品はEUへ現在輸出されていない商品とする。
- ・商品を選定する際には、委託者に確認した上で、受託者による選定ほか、公募による商談等も経て決定すること。
- ・商品は受託者が買い取り、販売売上及び在庫は、受託者に属するものとする。なお、現地販売価格については、事前に委託者に確認し、了承を得るものとする。

ウ 販売商品の輸出入手続き及び輸送

- ・商品の輸出に当たっては、委託者の指定する場所（北海道内）から、出港地（海路、空路を含む）までの輸送、輸出手続き（商品の通関等輸出に係る一切の手続き及びそれらに係る一切の経費の支出）、目的港（海路、空路を含む）までの輸送、現地の目的港からテスト販売場所までの輸送を行うこと。
- ・商品の種類に応じ、冷蔵、常温など適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、出展期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- ・輸出にあたっては、EU域内の輸入規制の確認を行い、日本及びEUの貿易に関する関係諸法規に従い、現地当局への書類提出等の対応を実施すること。

(2) EU市場セミナーの実施

ア 実施内容

以下の（ア）～（エ）を基本に、専門家等を講師として招へいし、EUへの道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある道内企業を対象としたセミナー（オンライン併催）を開催すること。なお、講師の選定については、委託者と協議の上決定すること。

（ア）「（1）EUでの商品提案会及びテスト販売」の実施結果

（イ）EU市場の現状、（ア）を踏まえた市場ニーズ分析

（ウ）EUへの輸出手続きや輸出規制

（エ）EU市場での海外取引におけるリスクマネジメント（貿易保険や知的財産など）

イ 参加企業の募集

募集は、「（1）EUでの商品提案会及びテスト販売」に参加した道内企業ほか、道産食品の輸出に携わる道内企業（業種不問）を中心に行うこととし、提案書に具体的な募集方法について記載すること。

ウ アンケートの実施

セミナー終了後は、参加した道内企業に対し、セミナー内容の評価や今後の販路開拓などに関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

(3) 事業報告書の作成

(1)～(2)の実施結果について、事業報告書を作成すること。

(4) 成果物の提出

以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。

(1)～(2)の事業報告書（紙媒体（A4版）：4部、電子媒体：2式）

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 市区町村税
 - (ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (エ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 商品提案会は、道産食品の EU 市場参入の可能性を調査するにあたり、招集する現地バイヤーの選定や開催場所など、現地ニーズを適切かつ効果的に把握出来る手法となっているか。

イ テスト販売は、道産食品の EU 市場参入の可能性を調査するにあたり、開催時期や場所の選定など、現地ニーズを適切かつ効果的に把握出来る手法となっているか。

ウ セミナーは、商品提案会・テスト販売の結果を踏まえ、道内企業が EU 市場を学ぶことができる内容となっているか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

11,800 千円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（別添様式 1）
- (イ) 参加表明書関係資料

- (ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
 - ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
 - ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
 - ・消費税及び地方消費税
- (エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）
- (オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）
- (カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ・健康保険法第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法第7条の規定による届出
- (キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）
- イ 提出部数
1部
- ウ 提出期限
令和5年7月24日（月）午後5時00分（必着）
- エ 提出場所
〒060-8611 札幌市中央区北2条西1丁目
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局（札幌市経済観光局産業振興部産業振興課）
電話 011-211-2392
担当 酒井、松本
- オ 提出方法
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書（別添様式2）
 - (イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）
- イ 提出部数
9部（2部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）
- ウ 提出期限
令和5年7月31日（月）午後5時00分（必着）
- エ 提出場所
(1) エに同じ
- オ 提出方法
持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、7月28日（金）午後5時までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨

- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)エに同じ
- (8) 本業務は令和5年北海道議会第2回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
- (9) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると
きには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (10) 審査結果及び特定者名
公表する。